

行政常任委員会

令和2年10月30日（金）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより、行政常任委員会を開会させていただきます。

本会議場での委員会が初めてでございますので、マイクの操作上、事務局のほう
が少し時間がかかるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

まず、議案事項に入る前に若干ちょっと報告じゃないんですけれども、議長から
のお話がございます、楠委員の委員会出席の対応について、御相談ではないんで
すけれども、ちょっと報告をさせていただきたいと思います。

先般、楠委員から関東方面へ所要のため10月16日から10月19日までの4
日間、離鷺届が提出を出されております。予定どおり10月19日に尾鷲に戻って
きましたが、尾鷲市議会のコロナウイルス感染症対応申合せ事項によると、県外へ
の不要不急の移動をした場合、県外に滞在した日を除き、尾鷲に戻ってから2週間、
14日間は本会議や委員会等への出席はもとより、不要不急の外出を自粛するもの
と申合せ事項で確認をしているところから、本来なら楠委員は欠席扱いとするもの
ですが、今回特に村田議長の計らいで、14日間を経過して前においても常任委員
会や委員長や他の委員会が了承すれば委員会に出てもらってもいいのではないかと
の判断もあり、委員の皆さんに今日一応御相談をさせていただいたところでござい
ます。どのように判断をすればよろしいでしょうか。御意見のある方は御発言をお
願いします。

○高村委員 議長の采配どおりしていただいたほうがいいと思います。異議なし。

○南委員長 議長の采配どおりって、議長は、委員会のほうへと御相談して
いただいたらということで初めて今日させていただいたんですけれども、議長は、出席
していいですよ、いけないですよという判断じゃない。ただし、1点だけ、今も尾
鷲市の申合せ事項が現在進行形であることを御理解の上、御判断を願いたいと思
います。

高村委員さんから、議長の言うとおりと。議長はオーケーも駄目とも言ってい
ないような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○高村委員 委員長の采配どおりしたらいい。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 今、先ほど高村委員も言われておりましたように、ここは、申合せは申合せで生きておるといふこともありますが、委員長、議長からそういう相談があったとしたら、所管は委員長ですので、委員長の判断で。

○南委員長 委員長判断でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

委員長一任ということですので、申合せ事項に従い、県外に滞在した日の翌日から14日間は、議員自ら感染を拡大する原因とならないように会議などへの出席は自粛するとの申合せなので、楠委員の本日の開催の行政常任委員会の出席は御遠慮いただくことと判断をさせていただきます。よって、楠委員は、所用のため本日は欠席でございます。

以上です。

それでは、今回の常任委員会の議案であります東紀州広域ごみ処理場施設についての審査へ入る前なんですけれども、本来ですと9月30日に当常任委員会をする予定でしたが、5市町の関係上、若干足並みがそろわないということで本日に延びたことを改めておわびを申し上げたいと存じます。

それでは、市長のほうから御挨拶をお願いします。

○加藤市長 おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、行政常任委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

先ほど委員長のほうからの御説明もございましたように、本来であれば9月の末前後に行政常任委員会を開いていただいて、この広域ごみ処理施設の進捗状況について御報告させていただく予定でございましたんですけれども、5市町の足並みがそろわず本日になってしまったことに対しまして、誠に申し訳ございません。よろしくお願ひしたいと思っています。

本日は、先ほどの御説明のとおり、広域ごみ処理施設整備の進捗状況について御報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、広域ごみ処理施設整備についての説明を求めます。

○加藤市長 それでは、概況の報告につきまして私のほうから説明をさせていただきます。

広域ごみ処理施設整備の進捗状況につきましては、去る令和2年4月10日開催

の第6回準備会で、ほか4市町から尾鷲市営野球場を広域ごみ処理施設建設予定地として検討してもらえないかという要請を受け、尾鷲市において建設予定地として提示できるか検討を重ねてまいりました。庁内関係各課での検討の結果、尾鷲市水道水源保護条例や付近住民の方への対応のため環境面等での配慮が必要であるが、用地的には施設整備が不可能となるような建設技術上あるいは法令上の特段の問題はないことが確認されました。

ただし、国道311号線から市営野球場までのアクセスについては、広域ごみ処理施設として機能させるため、現状の市道真砂線を利用する場合には幅員等を拡張する必要があること、現市営野球場の代替施設を整備する必要があることなど建設予定地として位置づけるための課題が2点確認され、その費用負担等について5市町で協議を重ねてまいりました。

現時点までの協議の結果、現尾鷲市営野球場を広域ごみ処理施設予定地として位置づけ、一部事務組合の設立を目指すとともに、並行して課題を協議していくこととなりました。

課題の1番としまして、市道真砂線の拡張事業に対する費用負担は、搬入路整備費用として一部事務組合を構成する市町で負担することで理解を得られております。事業自体は市道であることから尾鷲市が実施、真砂線整備に関する費用見込みは、概算で約1億300万円、実際に要した事業費の費用負担は、一部事務組合を構成する市町で負担することで理解を得られております。

課題の2といたしまして、市営野球場の代替施設整備についても、広域ごみ処理施設整備の進捗に関連していることから、一部事務組合を構成する市町で応分の費用負担をすることが確認されております。事業費上限額は、新球場関連施設整備、避難施設整備等、約8億5,000万円とし、この金額から事業精査をし、かつ、補助金や交付金等を活用し各市町の負担額を削減していくということとなりました。

以上の課題について、詳細な負担方法、負担割合等の詳細は、今後協議して基本協定書等を作成いたします。検討状況の詳細は、資料により環境課から説明いたします。

○吉沢環境課長　それでは、広域ごみ処理整備に係る協議の進捗状況について御説明いたします。

行政常任委員会、資料1ページのほうを御覧ください。

これは、5市町で協議していた検討内容を取りまとめたものであります。

1、広域ごみ処理施設建設予定地につきましては、尾鷲市営野球場を建設予定地

として位置づけることが5市町首長で確認されました。

2の附帯する費用負担についてを御覧ください。

施設の搬入路整備に関する費用負担については、実際に要した費用を一部事務組合を構成する市町で負担すること。今後、詳細な負担方法、割合等の詳細な内容について協議をしていき、基本協定書等を作成することとなりました。

資料の2ページのほうを御覧ください。

搬入路については、この航空写真にあるとおり、現在国道311号から市営野球場への車両の交通アクセスは本市の市道真砂線しかなく、市道真砂線については幅員が狭く、広域ごみ処理施設のアクセス、パッカー車などの往來を考えるとアクセス的に厳しいところから、一部事務組合で新規に取付け道の整備のほうも検討をいたしました。市営野球場と国道311号との高低差等の関係から莫大な費用が見込まれることが判明し、首長会議では市道真砂線を拡幅し搬入路とする方法が経済的であると確認をされました。現状、市道であるところから拡幅整備をすることについては、尾鷲市で実施することとなります。ただし、広域ごみ処理施設の搬入路として活用するため必要な事業であるところから、その費用は一部事務組合を構成する市町で負担、詳細については、今後の協議により基本協定書等を作成することとなりました。

資料の3ページのほうを御覧ください。

こちらの表の右下部分、附帯する費用負担見込みの欄を御覧ください。

上段の搬入路整備費負担の欄のとおり、現状の真砂線の道路幅員を7メートル程度まで拡幅するための整備費用として、不動産鑑定費用や用地買収費用、工事費など概算で約1億300万円程度と見込んでおります。

(「300万か」と呼ぶ者あり)

○吉沢環境課長 1億300万円程度と見込んでおります。申し訳ないです。

資料の1ページにお戻りください。

次に、市営野球場の代替施設整備に関する費用負担であります。

現市営野球場を広域ごみ処理施設用地とするためには、当然、市営野球場の代替施設が必要であることが確認され、一部事務組合で応分の負担をすることが確認されております。詳細については、基本協定書等を作成していくこととなりました。

資料の3ページのほうを御覧ください。

先ほどと同じく附帯する費用負担見込みの欄を御覧ください。

こちらの下段のとおり、代替施設事業費、上限額約8億5,000万円と見込ん

であります。この8億5,000万円の内訳であります。野球場施設整備に約6億8,500万円、津波浸水域対応のための安全対策費用が約1億6,500万円程度の事業費が必要であることを各首長様に説明をさせていただいております。それらを合算した事業費上限額であります。事業費上限額でありますので、事業実施の際には事業を精査するとともに、各種の補助金等を活用し、構成市町の負担の削減をすることを目指していくこととなります。

資料の1ページにお戻りください。

次に、3、用地についてであります。

市営野球場のうち中部電力所有の土地については、管理責任等の観点から、今後、一部事務組合で購入する方向で検討していくことが確認をされております。

次に、2ページを御覧ください。

下段の航空写真のとおり、市営野球場は、中部電力の土地と尾鷲市の土地があります。この中で尾鷲市所有の土地については、尾鷲市が資源ごみのストックヤードを広域施設の近くで整備をさせていただくこととなりますので、広域の施設の配置計画を検討する際に別途の協議をさせていただくことを他4市町と確認しております。

以上、1、広域ごみ処理建設予定地についてから3の用地については、5市町の首長間で確認をされており、来る11月8日開催の首長会議にて最終的な協議を行う予定となっております。

概算整備費用比較表からは、担当の福屋主幹から説明のほうをいたさせます。

○福屋環境課主幹　それでは、御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

この比較表は、これまで検討を行ってございました定期点検用地、燃料基地、第2ヤードなどとの概算費用比較を行うために作成した比較表であります。

表の④のところを御覧ください。

④の市営野球場用地で施設整備を行う場合、附帯工事費では、杭施工費約1億円、野球場解体撤去費で約1億300万円、用地費用で2,000万円、合計約2億2,300万円の附帯工事費がかかる見込みです。

施設整備費合計の欄を御覧ください。

施設整備費合計では約73億2,300万円と、これまで検討してきましていずれの用地の場合よりも安価になる見込みであります。

なお、こちらの表の金額は、いずれも基本計画、調査測量、詳細設計を行って

ない粗見込みの目安の金額でありますので、実際にかかる費用の増減は相当程度見込まれます。また、5市町での実質負担などの概算見込みについては、現在精査中であり、まとも次第、御報告させていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

下段の表につきましては、先ほど課長が説明したとおりでございます。

次に、資料4ページを御覧ください。

こちらは、今後の進め方でございます。今後、一部事務組合の設立、業務開始までの主な案件の日程表であります。

御覧のとおり、周辺関係者への説明のほか、タイトな日程ではありますが、組合業務開始を目指して取り組んでいきたいと考えております。

5ページには、これまでの経過を参考までにつけさせていただいておりますので、後ほど御参照いただけたらと思います。

説明は以上です。

- 加藤市長　先ほど事務局から説明のとおりでございます。今後、周辺関係者への説明、あるいは、契約案や附帯条件の基本協定書案の検討、本構想等のパブリックコメント等を行い、一部事務組合の設立を目指していくこととなります。かなりタイトな日程ではありますが、5市町で緊密に協議を重ね取り組んでまいります。議員の皆様には事業の推進に御理解をお願いしたく、よろしく申し上げます。
- 以上でございます。

- 南委員長　ありがとうございました。広域ごみ処理施設についての説明は以上でございます。

御意見のある方。

- 濱中委員　資料3ページのところで、今、野球場の予定について、代替で造る場合の費用の説明ありましたが、以前からこの野球場を利用される方から浸水域の心配があって浸水地対策費も盛り込まれたということなんですけれども、もう、これ、以前に委員会で言ってもらっているのかどうかなんですけれども、今回改めて確認させてもらいたいのは、もう野球場は、中電の野球場を改修するということで決定というふうに判断してよろしいですか。それとも、尾鷲市内ですと、浸水域の心配をせずにできる場所は、具体的に言えば小原野辺りなのかなとは思いますが、そういった辺りの検討はした上で、もうここで決定という確認をさせていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

- 下村副市長　6月の定例会の委員会でも御説明させていただきましたが、かな

り野球場と駐車場等が必要になってくるということで、かなりの面積を必要とすることでございますので、現在は、火力構内でさせていただくと。ただ、現在の野球場ではちょっと手狭になりますので、構内の違う場所に新たに建設させていただきたいというふうに考えております。

○濱中委員 分かりました。特にその利用される少年団であるとか野球関係者であるとかという方たちの御意見を伺う場面は、今まで持たれたのでしょうか。

○下村副市長 5月の委員会前に新聞記事等に載ると思いましたので、野球連盟の関係者、それと、少年野球関係者にお話しはさせていただきました。

○高村委員 1点だけ。近隣の方々の説明についてですが、市長は、広報紙と言ったのは、4か月以上前の話で話に出されたんですが、そのとき多分担当課が近隣の人に説明に伺ったと思います。そのときの様子は、その人たちの話によると、場所は野球場に候補地として決まったと。それ以外の細かい話は全然聞かなかったんでね、例えば、パッカー車が何台通るとか、それから、この土地にした経過はなぜここになったのかというのを聞いていないもので、反対をせざるを得んなどという話を耳に聞きました。市長、どうですか。この話を聞いて私は心配したのは、新田の墓が駄目になったことをぱっと思いついたんですよ。そうならんためにも、やっぱりこういう人は一の一で大事なんだから、もうちょっと気を遣って人の身になってやっぱり説明していただかないとあかないと思いますが、どうですか。

○下村副市長 5月の段階では候補地、いわゆる4月10日に4市町から尾鷲市営野球場を候補地の一つに入れてもらえないかという相談があり、委員会でもその辺をお話ししなくてはならないということで、頭出しとして、近隣の方々にここが候補地となるかもしれないと。決定はまだされておられませんので、そういうことで頭出しということで近隣の方々に、こういうごみ処理施設の候補地としてここが上がっておるといような説明をさせていただきました。

また、候補地として決定しましたら、当然近隣市町の方に詳細な御説明をさせていただく機会を持たせていただくこととなっております。

○加藤市長 本当に大事なお話だと思います。近隣市町の方に詳細なきちんと御説明をさせていただいて御納得していただくということを我々は常に努力しなきゃならないと思うんですけれども、おっしゃるように5月の段階で、先ほど副市長が申し上げましたとおり、その後いろいろと、先ほども事務局から詳細な内容を説明させていただきましたが、いろんなやっぱり確認事項とか、あるいは5市町との関連等々でやっところに至って、まずやはり議会のほうに報告をさせていただいた後、

近隣市町の方々には、今の予定でしたら11月にそういう説明会を持たせていただいて、きちんと御説明をさせていただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○高村委員　やはり新聞へ載ってしまった以上、市民はそう思ってしまうので、やはり繊細な説明ぐらひはしてほしかったと思います。あとはどうぞ任せるで、よろしくお願ひします。

○小川委員　2点ほどお伺ひします。

まず、3ページの盛土の部分なんですけれども、これ、盛土の高さとか、避難何名ぐらひの避難とか想定はされているんでしょうか。

○下村副市長　いわゆる避難施設ということですか。火力構内の海拔が4メートルということですので、高さ10メートルを予定しております。

○小川委員　何名ぐらひが基本的ですか。

○下村副市長　避難できる方は、3,500人を現在のところ予定しております。

○小川委員　それと、4ページなんですけれども、今後の進め方について、これ、大体の日付とか何月ぐらひかとかそういうのは、全然分からないものなのでしょうか。

○下村副市長　各市町の予定がございますので今後の調整になるとは思うんですが、尾鷲市としては、来年4月の一部組合設立を目指しておるところでございます。

○小川委員　各市町の状況によってずれる可能性も大だということなんですよね。そういうことですか。

○下村副市長　その辺も含めて11月4日の首長会議のほうで来年4月設立を目指してこういうスケジュールでというお話はさせていただきますが、他市町も今回の進捗状況について議会等との協議もあると思われませんが、11月4日の首長会議では方向性は出るのではないかと思っております。

○小川委員　もう一点、最後。

今日、こういう資料を出されているわけなんですけど、他市町の状況というのは、感触というのはどうなんでしょうか。それ、1点だけ。

○下村副市長　紀北町さんにおかれましては、本日、全員協議会を開催するというようなお話を聞いており、また、紀北町さんでは単独か広域かというようなお話もあるようですので、それについても近々に議会との協議を進めたいというようなお話は聞いております。

あと、南郡のほうにつきましては、それぞれこれまでの協議の中で尾鷲市が、本

日、委員会を開いて説明するというごさいますので、本市の資料等を基に各議会で協議をなされるものと思っております。

○内山委員　市営野球場の代替施設について6月議会で一般質問をさせていただいたので、市長の考え方をお聞きしているのですが、再度お聞きしたいと思うんですが、代替施設は、硬式球場を目指すものとして考えているのかどうか。

○南委員長　副市長でいいですか、市長に聞いたんです。

○内山委員　大丈夫です。

○下村副市長　現在の野球ルールにのっとった球場を考えております。ただし、基本的には現在の市営野球場の移転に伴うということですので、決してスタジアムのような施設にはならず、現在の市営野球場を移した形が、それ以上のものになると本市の負担ということになりますので、現在の野球場を移した場合の、現在の野球ルールにのっとった球場を予定しております。

○内山委員　例えば、プロ野球がここで行われるという、将来そういうことがあるとすれば対応できるものという、ルール上の対応できる球場になるものと考えていいですか。

○下村副市長　観客席等の問題がございしますが、入れるグラウンド内につきましては現在の野球ルールにのっとったということございしますので、高校野球、プロ野球もそこでゲームは可能と。ただ、電光掲示板とかそういったものは当然ございませぬので、プロ野球が来てくれるかどうかは、ちょっと疑問はあります。

○奥田委員　すみません。2ページのところの搬入路の話なんですけれども、ちょっと素朴な疑問なんですけど、この野球場へ入っていく今の真砂線というんですか、この道、私、調べたところによると、3か所ぐらい狭いところがあるんですけどね、3.5メートルのところ。今回、以前は311号線のほうから、かなり高低差がありますけど、もうらせん状なのかな、こう、道をつけると、新しい道をつけるという考え方だったのが、この拡幅すると、今ある道ということにしたということなんですけれども、これ、最初から、先ほどもその費用面を考えたら拡幅のほうがよいということでしたけれども、なぜこの搬入路の関係でここまで時間がかかったのか。というのは、この拡幅するほうが安いに決まっているじゃないですか、今ある道、あるんですから。別に新たな道をつける必要は全然ないと思うんですけど、なぜそんなに検討するのに半年以上もかかったのか。ちょっと素朴な疑問なんですけど、そこは何か事情があったんですか。

○加藤市長　いろんな5市町で協議した中で、いろんなその可能性を追って、一

応それを試算したという。それは、その分については時間的な大きなあれはかかりませんが、ただ、申し上げておりますように、いろんなこの真砂線の問題、この拡幅等々の問題と、それから、あとの現市営野球場の代替施設のいろんな、各5市町での取組についてのいろんな協議はやっておりました。結果的には、まだ、おっしゃっているように半年ぐらいの期間はかかりましたんですけど、結構その辺の精査等々、打合せ云々等々で時間がかかってしまったということで、本来は先ほど申しましたように9月に開催をしていただく予定だったんですけども、今日に至ったことに対しては、本当に申し訳なく思っております。

以上でございます。

○奥田委員 いや、市長、9月とね、9月は十分、そういうことを言っているわけじゃない。4月からの検討の中で、4月としても5か月ぐらいあるわけじゃないですか。その中で、当然最初の、何回も聞いた、なぜそのらせん状のお金かかる道を造る必要があるのかなと思って、拡幅したらいい話じゃないですか、今ある道を。

それで、余計なことかもしれませんが、3ページのこの表を見ても、今までの発電所跡、それから第2ヤードのこの造成費等とか、この盛土用土の購入費見ても莫大じゃないですか。野球場だとかかりませんよね、そういうのね。こういうことなんでもう最初から分かっていたことでしょう。それを今、その協議に時間かかったんだけって言っていますけれども、時間と労力、そして、それに伴うその予算ね。無駄な税金が使われているわけですね、市長、これ。その辺のところを僕はやっぱりよく考えていただきたいと思うんですよね、これ。その辺、いかがですか。市長、この財政難の中で、やっぱり各市町も財政負担が少ないほうがええと思っていると思うんです。そういう中で、こういうふうな、やっぱり僕は、この野球場でぜひ進めてほしいと僕は基本的には思っていますけど、市長の進め方というのがちょっとやっぱりミスしたところがあるかなと思うので、これ、しっかりやってほしい、今後しっかりやってほしいなと思うんですけど。どのように、今、捉えていますか、その辺のところ。市長に聞いているんです、市長に聞いている。

(「ちょっと遅れた理由だけ」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 いや、いや。市長にちょっと。市長が今の心境とか、その……。

○加藤市長 おっしゃるように時間がかかり過ぎじゃないかというような御指摘もあって、要するに、もう少しやっぱり効率を問われているということは、確かにこれだけの時間がかかったということについては。

一番あれなのは、結果的に5市町との調整というのが非常に重要だと思います。

その辺のところで、やはりいろんな協議もやりましたし、あるいは、要するに5市町の首長が全員そろって協議するという場がありませんでしたので、私なりに、やはりきちんと5市町の首長のそれぞれの市町に訪れて個々に説明したりいろんな形の中で、やっと今、御報告できるような状況になったということは御理解いただきたいと思っております。

○南委員長 副市長、ちょっと具体的に。

○下村副市長 拡張工事のほうについては比較的早期に決定することができたんですが、火力構内に野球場建設が可能かどうかということが、過去にも燃料基地、第2ヤード等で中電さんの埋設物云々ということがありましたので、いわゆる野球場が建設可能かどうかということの確認にも時間を費やしたということをお容赦願いたいと思います。

○奥田委員 ちょっとよく分からなかったですけど。

でね、ちょっと市長、ちょっと申し訳ないですけど、協議に時間がかかったって、そういうことを言われましたけれども、市長がこの発電所跡に決めたと、候補予定地をね。それが平成30年2月、それからもう2年8か月以上たっています。この5市町の広域の検討を始めたのが平成24年11月ですか、ほぼ8年ですよ。だから、そういうことで考えたら、こう、やっぱりこの尾鷲市の今のこの進め方というのが、やっぱり大きな、協議だけの問題、5市町の協議だけが原因じゃないと思うので、尾鷲市の責任は重いと思うので、今後しっかり僕やっていただきたいと思うんですけど。

それで、もう一点だけ。

1ページのところでその黄色でマーカーしているところがあるじゃないですか、この搬入路の問題、それから市営野球場の代替地の問題とかこの費用負担、これが大きな二つ大きな問題ですという話が市長のほうからさっき冒頭あったと思うんですけど、私は三つあると思うんですよ。このほかにも、先ほど高村委員が言われた、周辺の事業者の同意、説明とかそういうのも含めて、それがあると思うので、僕、大きく今この野球場でやるということで進めるって言ったって、三つの課題があると思っているんです。

それで、先ほど、高村委員の質問に対して副市長は、5月に説明に行っただと、それは頭出しなんだとね。あくまでも、ここでやるかもしれないという説明でしたということなんですけれども、ただ、私が聞いていると、先ほども高村委員言われていたように、もう新聞に載ってしまって決まったことだと、説明に来たもう事業者

の方に聞くと、もう決まったんですという話で来られたと。そして、その5月に来られたときに、詳細な説明はまた来ますからということだったらしいんですけども、一切来ていないと、5月からね。だから、本気でやる気があるのかと、尾鷲市は。野球場で本当にやると決めたんなら、もっと本気を持ってやってくれという市民の声もあるわけなんですね。

それで、先ほど高村委員が言われたように、折橋墓地の件、あれと一緒にいかと。やるやると言いながら説明もきちんとしな。そういう声は、本当に高村委員言われたように、ああいう声は出ています。だから、しっかり、もうやると決めたんなら、しっかり本気になって取り組んでもらわないと、これ、また本当に折橋墓地と同じような結果になりますよ、これ。僕は、そこ、非常に懸念しているんですけど、その辺、ちょっとどうですか。

○加藤市長 さっきのその本気でなってやってほしいというのは、もう本当に本気です、まさしく本気です。やっところまでこぎ着けたかなというような、私自身はそういう認識しております。確かに、近隣の住民あるいは事業者の方々に5月に御説明させていただいた以降、時間がたっております。確かに議会のほうでも6月にあれしてから今日に至ったと。やはり我々としても、やっぱり段取りという順番というようなこともあれしながら、きちんとやっぱり御説明はそれぞれそれぞれでやっていかなきゃならない中で、それで、今日この委員会のほうにこれを報告させていただいて、11月には、11月中に近隣住民、あるいは事業者のそういう方々にきちんと説明会を開かせていただこうと思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○野田委員 よろしいですか。3ページの建設費約71億円というのが出てきております。これについては、広域ごみ処理施設広域化基本データの下でやっていると思うんですけども、一つ、私はやっぱりここは厳しく見ていただきたいと思っていますことは、人口の減少とごみの量と、それで、新規の建設イニシャルコストの部分と、あと、運営コストの分を十分考えていただきたいと思うんですよ。それで、その中で、来年度、平成3年度のデータを基に1日当たり71トンという数字が出てきているんですけども、あと6年の建設して稼働する令和9年には、年当たり1万7,670という数字が出てきておって、1日当たりになると、ぐっと減るわけですよ、これ、実質稼働率とか調整稼働率をしますと、単価が、これで見ますと、幾らやった……。

よろしいですか。

○南委員長　　ちょっと、しっかりと質問を聞いてください。

どうぞ。

○野田委員　　よろしいですか。全部で、都市建設費が、概算ですけれども、あくまでも、71億円、そして、運営費で85.2億円という、合計で20年間の運営費ですけれども156億2,000万という数字が上がっています。これを令和9年度の人口によってごみ量を基つくと、この設計費のところでも65億ぐらいに、65.7億、これはあくまでもシミュレーションの計算段階ですけれども、ぐっと減るわけです。あと、20年間の運営コストに関して78億8,400万ということで、この二つを合わせると、11億円からの11億6,600万、これは、私、概算で計算した数字ですけれども、それぐらいの数字が下がるんです。まず、僕第一に、2市3町には、ごみの削減、3Rということはよく使われている、今はそういう段階ですけれども、そこら辺の圧縮と人口減少の動態をきっちり把握してやるということが大事だと思っていまして、造るほうは建設費用が上がって、それは別に問題ないかも分からんけれども、運営するほうにとっては、非常に、これ、重要な問題です。だから、建設費用の圧縮をするためにも、まずはごみ量の減量。尾鷲市の分だけ見た段階においても、人口の自然減少の分しかごみ量は今のところ減っていません。そこら辺は、もっと2市3町でどういうごみ処理施設を造るんだということの意識を変えていかないと、ただ大きなものを造ったら、後はまた20年もたったら尾鷲の人口は1万人減るわけですから、このままで行くと。そこら辺も含めて十分検証、検証というか精査して建設をしていただきたいと思います。

○南委員長　　ちょっと答弁の前に野田委員さんにちょっと。費用問題は大事なことなんですけれども、やはり今日のメインは、尾鷲野球場でやっぱり進めていくか否かの話で、理解できるかということですので、まずもって、まず、そこら辺辺りを明確にしていきたいなって。

○野田委員　　ただ、ここに71億円という概算だけでも数字が上がってきているじゃないですか。

○南委員長　　野球場の建設には、方向性としたら、認められるのかね、野田委員さんは。

○野田委員　　これ、野球場の建設だけの話じゃないでしょう、これ。

○南委員長　　いやいや、だから、その場所の設定の話でございますので、主な今日の委員会のメインは。

○野田委員　　いや、これ、建設費で、場所は移転するという話で、僕は、それは

もう了解しておるじゃないですか、あの3月のときか。

○南委員長　　もう、野球場については。

○野田委員　　移転する、それは場所はまだ未定ということで。要は、建設、今の野球場のところに建てるという方向を話しているわけじゃないですか。

○南委員長　　そうです。それは、もうオーケーで、今の話ですか。

○野田委員　　今、それしかないじゃないですか。オーケーで。

○南委員長　　分かりました。すみませんでした。

答弁は。

○野田委員　　答弁は、ですから、市長をはじめ、担当課に求めたいと思います。

○加藤市長　　あくまでも、これ、要するに、1トン1億円かかって、1日に71億円、それを掛け合わせた71億円の要するに建設費を一応概算として出している。だから、野田委員がおっしゃっていることは、当然やっぱり我々は課題として、ごみ量を減らすことによって、運営費にしろ、そういうことを令和8年、9年ならね、たった場合にどういう対応をしながらごみ量をあれしていくかと同時に、おっしゃるように、それについての施設はどうなのかということは、これは並行して考えていかなきゃならない話なの。まず、やはり、何か数字というのは、仮説を、仮説というのかその数値を置きながら、まずその概算を出しながら、そこから進めていくと。だから、おっしゃることは非常によく分かるんですよ。当然やっぱりこの我々としては、これはもう市民の皆さんに対しても、やっぱりそういうことに啓蒙していかなきゃならないし、5市町できちんとやっぱりごみ量を減らすということは基本的だと思うんですよ。そういうこともやっぱりいろいろ課題を追っていきながら進めていきたいと。

数値の話についても、あくまでも、これ、概算でございますので、きちんとした数値は、今後いろんな設計云々等々からやっていきたいとこのように思っておりますので、御理解のほど、お願いしたいと思っております。

○野田委員　　市長の気持ちは、気持ちというか考え方は分かります。

ただ、これを持続的に、こういうごみの削減ということを意識しないと、これ、概算、基本構想をつくってもらったわけですけども、これだけで満足していたらどんどんコストがかかるというか無意味な施設規模になってしまうということが僕言いたいわけですので、規模が大きくなると、やっぱりおのずと建設コストがかかってくるということは、今言ったように当たり前のことですのでね。まして、2市3町の市民町民の負担になることは明白であります。そういうところを十分考慮と

どうか考えていかないと駄目だと思っていますので、そこら辺も十分、僕、ここら辺をチェックしていきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○仲委員 最終的に津波浸水域……。

○南委員長 着席して。

○仲委員 浸水域外の。

立ったほうがええもんで。

高台、言うたら、市内、矢浜、真砂地内の現野球場への建設が今日示されたという中で、現野球場は現在も使用されています。そういうことから、選定時には代替野球場の建設は必須であるという認識は必然的であります。

ただ、この1ページに、市営野球場の分ですけど、市営野球場の代替地施設整備に関する費用負担、これについては、本施設整備に関しては一部事務組合で応分の負担をしますとあります。詳細については協定書を作成すると。応分の負担というのは、基本協定書等に明記されると思っていますが、いかがですか。

○加藤市長 だから、具体的な数字で申し上げましたとおり、要するに、この代替施設、代替野球場の搬入路についても、本施設整備に関して、代替野球場の話、これについては、先ほど申しましたように、限度額を8億5,000万円、安全装置も含めて、これを限度額としながら、要するに、今後事業を精査していこうというような話なんですよね。だから、基本的には8億5,000万円が限度額であると。要するに、この一部事務組合の限度額の負担は8億5,000万であると、そういう御理解をしていただけたらいいかと思うんですけども。

○仲委員 説明の中で、3ページで代替施設事業費上限額は約8.5億円が上限。

8.5億円の新野球場が上限として造れるという理解なんですけど、私の言うておるのは、その新野球場を造るときの分担金、相応の分担金が今後詰められると思うんですけど、やはり現在使われている現野球場を言うたら潰して建てるということです。ですから、少なくとも、この野球場へ建設する、ごみ処理施設を建設するという選定の際に、5市1町の協議の条件とか現野球場の補償、もしくは代替野球場建設経費の分担などがしっかりと協議をされるべきであると。これについては、今後示されるということとっておりますので、特に数値とともに考え方、いわゆる分担金の考え方をしっかりと詰めて御説明を願ひたいと。そこらはどうですか。

○吉沢環境課長 お答えします。

こちらのほうの3ページのほうの附帯する費用、負担見込みの欄の真砂線搬入路整備費用の負担も代替のほうのお話も、極端に言いますと、一部事務組合に直接す

る事業じゃありませんので、負担をするということになりますので、当然5市町間の協定書、基本協定書的なものを締結する必要があると……。

○南委員長　　ちよっともうちよっとゆっくりと。

○吉沢環境課長　　5市町で約束事、書面で基本協定書等を作成する必要があると。

それで、委員のおっしゃるとおり、具体的に想定できるように、このようなときにはこのような負担割合で、このような実際に事が発生したときに迷わんような協定書を締結する必要があると考えております。

以上です。

○加藤市長　　委員がおっしゃるように、今回どういう負担割合になるのか云々というような話については、やはり尾鷲市の考え方もありましょし、ほかの4市町の考え方もありましょし、これはやはり議論する必要があると思います、5市町で。だから、考え方をしっかりしながら、きちんと我々は5市町の協議に臨むという私はそういうふうにして思っています。そういう形の中で結果的に負担がどうなったということについては、また御報告させていただきたいと思うんですけども、今の時点ではどういうあれなのかということは申し上げられませんが、今後、その負担割合云々については、きちんとした考え方を私としては臨みたいと、このように考えております。

○仲委員　　ごみ焼却施設については、現野球場に5市町が協議の中で決定した総意でございますので、これは私は反対しません。ただ、新しい野球場を建てるときの分担については、市民の方が納得できるような御説明をお願いしたいと。

以上です。

○野田委員　　それにちよっと関連するんですけども、代替施設、これ、金額は概算で分かります。それで、副市長のほうから野球は6.85億円ということも十分分かるんですけども、ただ単に今ある野球場をどこへ持ってくるか分かりませんが、移行するだけで、魅力のない野球場という言い方は悪いけれども、そういう考えでいるのか、それとも、今後のことになりますけれども、その運営をどうするのかとか、あと、それがもっと人が本当に集客できるものにしていく気持ちがあるのかとか、やっぱりそういうのも含めてもっと考えていかないと、ただある物を並行移動するというような感覚ではないと思いますけれども、そこら辺も十分2市3町で考慮していただいて、言うべきことは言って、建設というか造るということをしちっと頭に入れておいてもらわないと、やっぱりこれは市民としては満足するものじゃないと、そこら辺は思っていますので、市長、どうですか、その考

えは。

○加藤市長 さっきの発言については、今までの分が駄目になった、代替野球場を右から左へ移したらいいものだって、そんなことは一切考えていません。せっかく造る以上は、やはり前向きに検討しながら、いろいろとこの用途や使途云々等については一生懸命考えていますし、これからも、すぐに今だけじゃない、結論は出ていません。その前向きに一応そういう施設をうまく使って、それが最終的には尾鷲の活性化につながるような形のそういう計画も、これは5市町のごみの話じゃないですけど、SEAモデルのときに今後また委員会を開いていただきますけど、その説明のときに御説明を申し上げたいと思っております。

○野田委員 今、年間、あの市営野球場、どれぐらいの方が使用されているのかとか、それが10年前とどうなのかとかそういう使用の状況も把握しながらまずやっていくということと、今、市長にそういう希望の持てる話を聞かしていただきましたので、それを基に、要は、生きた金を使ってほしいということです。やっぱり1億投資するにしても、それが本当に市民に喜ばれる有効な活用になるかどうかということを十分考えていただいてやっていただきたいと思っておりますので、そういう点も、また今後、照査というかチェックさせていただきます。よろしくお願いします。

○下村副市長 野田委員さんおっしゃられるように人口の減少とともに野球人口も減少しておるのは確かでございます。

ただ、新たな野球場建設に向けて、やはりSEAモデルの委員会を開催させていただいたときに、やはり集客交流云々ということも当然ありますので、その場でまた御説明させていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 確認という形なのですが、1点は、市営野球場の大部分が中電所有のことなのですが、予算の概算予算の中には購入費等々も入っていますので、中部電力さんとはきちっとごみの焼却場をするということに関しての話合いなのか、これは済まされているのかどうか。

それから、もう一点は、搬入する道路は、今、市道ですけど、これについても予算がありますけど、後々になって難しいということが出てきたら困るので、現時点で近隣の所有者の方にも十分理解していただいた中、そして、その中での概算費用というのかこれを計上されておるのか、まずこの2点、ちょっと。

○下村副市長 中電さんとの、この野球場での広域ごみ処理施設の建設について交渉はさせていただいております。それと、当然購入というお話ももう当然させていただいて、中電さんとは理解をいただいております。

あと、近隣住民の方につきましては、先ほどから言っておりますように、市営野球場へ広域ごみ処理施設を建設するという決定は、まだ議会でも了解を得ていないというような状況で、6月の委員会説明に、当然地元紙、マスコミに出るといことです。近隣の方々にお伺いを立てたというような状況で、今回この市営野球場へ建設予定地とすることを正式に決定させていただければ、近隣住民の方に詳細な説明をさせていただきたいと。

ただ、設計等も全然できておりませんので、広域ごみ処理施設ができる面積を確保できるというだけでございますので、詳しい説明は随時させていただくということになると思います。

○三鬼（和）委員　先ほど、ほかの同僚委員からも発言がありましたように、別のルートでの搬入も含めたように、大きな事業、費用的には野球場で大きな事業をされるわけなんですけど、搬入路のところでやっぱり障害というか支障が出てきたときには工事が遅れたりとかそちらのほうにということがありますので、十分に搬入に関する所有者の方には理解していただくような努力というんですか、これは最大限しないと、本体をするために補足の部分で支障が生じたりとか工期云々ということが、これ、今まで過去の例からいってでもなきにしもあらずということがあるので、その辺にする対応について、いま一度、もう一度きちっと説明していただきたいと思います。

○下村副市長　当然、この搬入路につきましては、どうしても必要な道路となりますので、当然道路に面した事業者さんの方には丁寧な御説明をさせていただき理解をいただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　十分その辺については、きちっとしためどがついた野球場という話ができただからというんじゃないしに、それもセットで進めるのが本格的な完璧な工事だと思いますので、怠らないようにお願いします。

あと1点、これは後々議論することなのか5市町の一部事務組合ができたときに議論されていくのかどうか分かりませんが、中電構内でという話が進んだときには、この余熱をもって産業振興とかそんな議論がどんどんされてきた中で、中電構内からかなり離れた場所ということになるわけですから、基本的に、このごみ施設のこういった余熱の扱いというのか、これらは産業振興という難しいと思うんですね。ただ、売電であるなり、ほかの施設を自分の余熱で稼働さすということができたりとか、そういった議論もこれから一部事務組合でしていくんですかどうなんですか。その方向性について、ちょっと中電さんの産業振興、いわゆるおわせS E A

モデルと一部離れたということがあって、これまでは中電の中で駄目だろうと思われても議論が続けてきたということの大きな観点は、ごみの余熱で産業振興に使うということがあったので、我々はこっちへ変わっても無理じゃないかと言いながらも議会としては議論してきた経緯がございますので、その辺はきちっと、そうじゃなくなったということを市長はきちっと議会に示すべきだと思うんですけど、いかがですか。

- 加藤市長 委員おっしゃるとおりなんです。当初中電で、何か必要にこの場所ということについては産業振興との絡みもありましたし、それのその考え方の中で進んでおりました。たまたま今回浸水域というような話の中で、中部電力敷地内では要するに浸水域の部分に全部入ってしまって、ほかにもいろんな問題があった中で、要するに断念せざるを得なかったと。今回、代替野球場、現野球場、あそここのところを建設予定地としてさせていただくということについて、結果的に、その産業振興との結びつき、ごみ処理から出る発熱、発電、この熱を、要するにそれを中部電力のこのS E Aモデルのほうに生かすということは、これは断念せざるを得ないと思います。何でかと言うと、そこから持っていっても多額の熱をあれするためには距離的にも離れておりますし、多額の費用がかかるということもありますし、結局それだけ離れておると熱が冷めてしまうんじゃないかという具体的な話もありますので。それはそれとして、別途S E Aモデルのほうで一応協議はしております。

その分については、実際問題、それで熱なり電力なりそういったものがあるじゃないか。それについては、今後、やはりそういうものについては有効活用したいという考え方を持っておりますので、今後、煮詰めていきたいと思っております。

- 三鬼（和）委員 この広域ごみについては、前岩田市長市政当時から進んでおることですので、新しい議員さんも古い、古いて、それまで所属しておった議員も、いろいろ一般質問等々も扱った中で、火力の中でという話が出てきたときに、被災というか津波による被災になったときに一番先にそういったごみ処理とかそういうのをしなくちゃいけないので、あそここの場所がどうかということで建屋の話も出たと思うんですけど。そういったことを踏まえて、今回野球場になるとしてでも、もし万が一この地域に津波等の被災があったときには、そういったものの処理というのは一番先にしなくちゃいけないということがあるので、野球場になったとしても、やっぱり津波対策というか、それは万全に取り組みされるよう5市町で重々議論をしてほしいと思うんですけど、その辺について。

- 加藤市長 おっしゃるように、ごみをどうやって収集しながら処理していくか

というのは、これはもう市民生活の中で非常に重要な話だと思っております。その中で、23.7メートルですか、現状は、浸水域からもかなり、ほぼ大丈夫であると。大丈夫であると言い切りたいんですけどね、ほぼ大丈夫であると。じゃ、そこへごみ処理施設を造った場合に、今度は、やっぱり道路の問題、どうやって運んでくる、アクセスの問題になると思うんですね、その辺のところも十分認識はしているつもりでおります。ですから、今回5市町でやる場合については、紀宝からする場合にも、そっちのほうの道路どうなるのか。しかし、我々として考えるのは、この真砂線のこのアクセスの辺りを、どこからどういう道で、その辺のところ浸水で要するに津波、要するに津波被害で大変なことになった。それが、要するにごみが収集できない、そこで焼却できないということになったら、それぞれそれぞれ市民生活の大きな問題がありますので、その辺のところも一体になって考えていかなきゃならないとは思っておりますんですけども。

○奥田委員　　ちょっと1点だけ、すみません。

3ページのところの先ほどから話が出ておりますけれども、野球場の代替地、代替費用ですが、この上限額が8億5,000万って出ているんですけど、これ、確か、5月か6月のときは市長は5億円ぐらいですということをおっしゃったと思うんですけど、この5億円から上限8億5,000万って、この変わった理由というのは何かあるんですか。やっぱりこの立派なものを造ろうというようなことで精査していったら高くなったのか。3億5,000万も違うね。

○下村副市長　　5億5,000万というのは、熊野市の防災球場が5億5,000万でできたというお話をさせていただいたと思います。ですから、設計費とかそういうのが全然入っていない。熊野市の防災球場は5億5,000万でできましたよというお話をさせていただいたんですけど。

○奥田委員　　だから、そういうことで5億ぐらいだろうという話があったと思うんですけど、ちょっとその辺も精査した上で、市長、やっぱり5億と8億5,000は全然違いますよ、これ。やっぱり財政難の中で話を、やっぱり市長はお金のお話は後でいいんだとか、お金がなくてもいいんだ、後でお金がなくてもやるんだとかそういう話でだけ、やっぱりお金の問題というのは大事な問題なので、きちっと精査した上で金額は言ってくださいね。

それと、もうくどいようなんですけれども、もう一点だけ確認させてほしいんですが、この応分の負担、この代替地の、これは、ほかの4市町というのは、僕、これ、6月の議会でも確認させてもらっておるんですけども、本当にしてくれるん

ですかね、これ。本当に非常に疑問に思っているんですよ。これ、議会もあること
ですし、ほかの4市町の。熊野市も大きな野球場、二つありますね。紀北町だって、
大白とかいろいろあるじゃないですか。そういう状況の中で、幾ら、その、ごみ焼
却施設の広域ごみ焼却施設を造るということでもあったとしても、なぜ尾鷲市の野
球場を造るのにほかの4市町が負担せなあかんのやという、これは必ずこのほかの
4市町の議会とか市民町民の方々、こう思うと思うんですね。これ、本当にこれは、
ほかの4市町は、市長、応分の負担はしてくれるんですか。再度ちょっと聞きます。

○加藤市長　一応、この首長間では、一応これを、8億5,000万を事業の限度
額としてやっていこうというところで一応理解をいただいております。

○奥田委員　いやいや、限度額として首長は理解してもらっているということ
ですけど。いや、本当にほかの4市町は応分の負担をしますよということは言ってく
れているんですね、そこは。

○下村副市長　当然、議会の承認も要するというところでございますので、各市町と
も。首長の間では、やはりこの費用を出さない限りは野球場の移転ができないと。
そこにはごみ処理施設が建たないという認識の下で、上限額を8億5,000万円、
それは必要であろうなという理解はいただいております。

ただ、おのおのの議会が当然出てくるとお思いますので、必ずというようなこと
にはならないとは思いますが。

○三鬼（孝）委員　1点だけお伺いしますけれども、先ほど副市長も発言の中で
紀北町議会の、今日、全協があるとかいう話もあって、それで単独か広域かとい
う話、ありましたね。その単独というのは、紀北町が単独でやるという意味なん
ですか、そういう、その単独という意味は、どういう意味なんですか。

○下村副市長　詳しくは分かりませんが、紀北町さんでは、まだ議員さんの中
には町単独でやれるんじゃないかというような意見があるというようなことを聞いて
おります。

○三鬼（孝）委員　それで、僕もいろいろと情報が入ってきて、一部の議員さん
が難色を示しておるというようなことがありますね。その辺のところは、首長会議
では議題になっておるんですかね、市長さん。

○加藤市長　まず、首長会議においては、基本的には5市町で広域のごみ処理施
設をやっていこうと。ただ、しかし、これについては議会の承認が必要でございま
すので、議会に対してはきちんとした説明をして納得していただくように、それぞ
れでやっていただきましょうという。だから、今日、先ほど副市長、申し上げてお

りますように、紀北町でも、今日、一応全員協議会でこの説明をされていると思っております。

○三鬼（孝）委員 分かりました。

それであれば、万が一紀北町が2市3町の広域ごみ施設から脱退するという事になった場合に、2市2町で当然やっていくんでしょうけど、市長、その辺のお考えは、いかがですか。

○加藤市長 一切考えておりません。まず、2市2町でというようなことについては、まだ眼中に、頭の中にはございません。

○三鬼（孝）委員 分かりました。

○南委員長 よろしいですか。

○三鬼（孝）委員 はい。

○野田委員 この4ページの今後の進め方ということで、これ、ざくっと説明してもらったんですけども、これについてはフローチャートというかこの日付、何月頃にこういうことをやるというような記入というのはできなかったんですか。ちょっとそこら辺が一つ気になるところで、議会のほうにも、また説明等もいただきたいと思っておりますので、その点いかがですか。

○加藤市長 今後進めなきゃならない項目について記載させております。本来、委員おっしゃるように、何月にどれだけだ、そういうスケジュールがあらうかと思っておりますけれども、今のところ、こういうことをやっていかなきゃならない、尾鷲市としては、4月の一部事務組合開設に向かって努力するけれども、いたしますと。ただ、いろんな市町の関係上、その辺については、また後日ということになろうかと思っております。

○南委員長 よろしいですか、野田委員。

他にございませんか。

副委員長、特にございませんか。

○上岡副委員長 ないです。

○南委員長 今回、4市町の首長が、大方理解を、市営野球場で建設するという事で大方理解をいただいておりますという前提で今日の委員会を持たせていただきました。

また、先ほどから紀北町議会のお話がございましてけれども、時を同じくして全員協議会のほうを開催していただいておりますということで、その内容は分かりませんが、そのうち定かになると思っております。

ただ、うちのところの議会としては、やはり加藤市長が前岩田市長から申し送りでの、この広域ごみ処理場の建設予定地は尾鷲市ですという、もう一大の大きなプロジェクトでございますので、今日の皆さんのお話を聞いておりますと、ほぼ野球場については異論がない。ただ、今後の問題として、この野球場の移転については、おわせS E Aモデルの中、あるいは、その関係者等の意見も十分踏まえた上で、尾鷲市議会としては、この建設場所の決定についても、ハードルがありますけれども、十分議論を重ねた上、皆さんの理解の下で進めていくことを僕も願っております。今回の市営野球場の決定につきましては、尾鷲市議会としても承認をしていたものと理解して進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

特に議長のほうからございませんか。

○村田議長 ありません。

○南委員長 それでは、もう休憩もせず、その他のほうに入らせていただきます。

その他の報告を環境課長のほうからお願いいたします。

ちょっとすみません、申し遅れましたけれども、おわせS E Aについての当委員会は、11月10日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○吉沢環境課長 事故報告のほうをさせていただきます。

環境課の公用車の事故について御報告いたします。

資料の6ページのほうを御覧ください。

まず、1件目の事故報告についてであります。

これにつきましては、去る6月19日の行政常任委員会で報告をいたしておりますが、こちらの報告のときには修繕費用等の額については不明でありましたので、それらの補足報告をいたします。

1、事故発生日時から4の事故の程度と6の事故の概要については、既に御報告させていただいておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

5の修繕費を御覧ください。

当該事故による自損車両の修繕費用は198万円。国交省の転落防止柵の復旧額のほうの修繕費用が5万708円であります。支払いのほうは、全国市有物件災害共済会の保険のほうで対応をしております。

7ページのほうを御覧ください。

こちらは、当該事故の現場の位置図であります。

それから、8ページから10ページまでは、事故当時の状況写真を掲載しております。

1 件目の事故報告のほうは、以上です。

次に……。

○南委員長 引き続き、はい。

○吉沢環境課長 次に、資料 1 1 ページを御覧ください。

こちらは先般の大雨時の事故の報告でございます。

1 から 4 まで記載のとおり、令和 2 年 9 月 2 5 日、金曜日、午前 1 0 時 4 0 分頃、熊野尾鷲道路、尾鷲北インターチェンジの工事現場付近でバキューム車の自損事故を再び起こしました。

5 の修繕費を御覧ください。

車両の修繕費用については、エンジンの取替えが必要となったことなどから 2 3 4 万 1, 2 2 9 円という高額な修繕費用がかかることとなりました。誠に申し訳ありません。保険では 1 4 5 万 7, 5 0 0 円対応できますが、修繕費用支払いのため既決予算内から流用を行いまして対応し、1 2 月に補正計上を行い、流用戻しの対応をお願いいたしたいので、何とぞよろしく願いをいたします。

6 の事故の概要を御覧ください。

事故の概要であります。尾鷲北インターチェンジの工事用道路に設置されている仮設トイレのくみ取りの帰り、帰路、豪雨により道路が冠水しており、バキューム車に浸水しエンジン等が故障したような経緯でございます。

1 2 ページを御覧ください。

事故現場の状況であります。

1 3 ページのほうを御覧ください。

こちらは、事故現場の位置図であります。

報告は以上であります。

度々事故を起こして申し訳ありません。今回の浸水の事故についても、急な大雨とはいえ、状況確認を十分行っておれば未然に防げたと考えております。猛省をしております。今後、安全管理についてさらに気を引き締め、日頃の交通安全意識の徹底について厳重に注意を払い、職員全員の習慣となるよう努めてまいります。本当に申し訳ありませんでした。

○南委員長 説明は以上です。特に……。

○三鬼（和）委員 冠水しておったということですけど、冠水しておって大きな事故になりましたけど、自動車自体が冠水しているところに入っていくと電気系統で止まるということがありますので、副市長には総務課長のときに職員の車の運転

について研修をするべきじゃないかって再三お話ししましたけど、ほかの職員というか、ほかの公用車の事故等もちょこちょこ忘れた頃にありますので、やっぱり車を運転される方というか職員の皆さんの研修というか認識というのか、それは再度基本基礎的なことからもう一度徹底されるほうが、もし自動車学校とか云々というのでしたら、そういった方を講師に呼んで研修するとかということも一つの考えだと思うので、まず、事故費用がどうだ云々の前に、事故をしないような対策を取っていただきたい、それを建設的にやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか、その辺は。

○下村副市長 交通安全につきましては、市の職員であることから、当然遵守しなければならないということで、総務課のほうで毎年1回は交通安全協会等から講師を招きまして安全運転に係る講習をするとともに、実技指導ということで、新採職員が半年たったとき、それと、年齢が満40歳になる職員を対象に、尾鷲自動車学校のほうに依頼しまして実技を含めた研修を実施させていただいております。その際には、一般乗用車だけではなく、市の1.5トンのトラックも使いまして、誰でもそういう車両を運転できるというような形を取れるように毎年実施しております。

○三鬼（和）委員 多分、今、市は、マイクロバスなんかもしておって、これは囑託の職員さんであっても、出る前から、ナットの緩みであるとかタイヤとかエアとかもしてくれた上で稼働されておると思うんですね。特に環境課におかれましては、ごみは指定管理のありますけど、このし尿のこういった車両については、運行前の点検から含めて、気持ちにそういった注意を持つようなシステムというの、これ、きちっとされるべきだと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○野田委員 事故発生状況って、②ということで書いてもらっているんですけども、やっぱり事故の原因と再発防止というのが、これもまたまとめて書いてもらわないと、今、冠水って言われましたけれども、事故の原因は何だったのかというところの分析をきちっとやってもらって、あと、再発防止については、今、副市長のほうから、新人、40歳以上の2回に実技等の講習等もやっているということなんやけれども、やはり、これ、公用車でこういう、6月あって、また今回という形ということは、ちょっと多いんじゃないのかなって僕は個人的には思います。やっぱりもっとう、やっぱり公の仕事、公用ということであるならば、そういうリスク等も十分踏まえてやってもらうべきじゃないのかと思っていますので、それによろしくお願ひしたいと。

それで、もう一点は、今言った事故の原因と再発防止という分については、きちっとした形に、紙に、このペーパーに落とし込んでもらうべきじゃないかと思いますが、担当の課長、まずお願いします。副市長のことに、再発防止についてはどうかお聞きしたいと思います。

○吉沢環境課長　すみません。資料のほうが不足しているということでありましょう。説明のほうもちょっと不足しました。

事故の原因は、もう注意不足としか言いようがないということで、当時、この日に大雨が降って、仮設用のトイレを取りに行く際には道路は何も問題がなかったと。それで、帰り道、この日の大雨で水が水たまりがあるんやけれども、そこをもう十分配慮して、これ、ちょっとつかるとかないかなという判断をきちっとしておればよかったのですけれども、注意不足でそのまま行けるんやないかなって行ったのがその事故の原因という以外ありません。

それから、再発防止のほうなんですけど、副市長のほうから、もう、総務課の人もしていますし、やっぱり気持ちの問題が一番重要やと思いますので、徹底して、職員、自分も含めてもう不徳の致すところとしか言いようがありませんので、気をつけますのでよろしくお願いします。

○野田委員　気持ちの面とか言うばかり、形式的には、やっぱり事故の原因というものをここに書いておかないと、みんなの職場の中で、僕、職員の人をどうこうと言うつもりじゃないんですよ。原因分析をきちんとやらない状態で、職場でもこういう話を徹底しないと、また同じことを繰り返すんです。繰り返すことは仕方ないにしても、あまりにも頻度があるということは僕は問題だと思っています。ですから、その事故の原因というものもこのペーパーに落とし込んでもらう。前はこういうことでこうだったのかとか、再発防止についても、もっとここに、ペーパーに落とし込んで注意喚起をきちっとやっていかんと、こういうのは減らないと思います。その点、いかがですか。この形式を変える。

○吉沢環境課長　すみません。また、次回もしこのようなことがないように考えておるんですけど、次回の時には十分配慮して資料のほうも作成させていただきたいと思います。

ただ、職員には、事故の原因の分析といいますかそこら辺は、聞き取りとか、全職員にこういったことがあったこういうことがあった原因も、もう当事者等には十分注意をしておりますので、御理解のほど、お願いします。

資料のほうに記載がなかった、そこが不足していた点については、御容赦のほう

をお願いしたいと思います。すみませんでした。

○南委員長　この件につきましては、先般報告を受けた際に、議長とね、議長のほうからも、再々の事故について、職務の怠慢であると、自分の車であったらそんなことまずあり得んやろうということで厳しく注意をさせていただいておりますので、次回から、その報告の在り方についても、また再度ちょっと議長とも相談しながら検討させていただきたいと思いますので、より詳しく、こうできたら明文化できるようにするほうがいいなと思います、私も。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、最後に、昨日タブレットで送らせていただいた、尾鷲市と明治安田生命の保険の健康増進に関する連携協定書ということで、せっかく、今日、委員会がございましたので、皆さんも若干聞きたい点があるんじゃないかなということで福祉保健課長の同席を求めましたので、簡単に説明をお願いいたします。

○内山福祉保健課長　昨日の10月29日におきまして明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定を締結いたしましたので御報告申し上げます。

資料を通知させていただきます。

目的といたしましては、尾鷲市と明治安田生命保険相互会社が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的としたものでございます。

連携事項につきましては、一つ目として、地域の健康づくりに関すること、二つ目、生活習慣病対策に関すること、三つ目として、がん対策に関すること、四つ目として、感染症対策に関すること、五つ目として、その他の健康増進に関することでございます。

締結式の内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

今回の協定の締結に至った経緯といたしましては、明治安田生命は、地域の暮らし、健康を豊かにする取組を全国各地で行う地元の元気プロジェクトというのを展開しております。今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして地域社会全体に大きな影響が生じているということを踏まえて、プロジェクトの一環として従業員の皆さんと会社のマッチングによる地元支援、私の地元応援募金というのを設置いたしまして、その募金の対象先として尾鷲市が選定され、9月の定例会におきまして補正予算で新型コロナウイルス感染症予防対策として41万3,000円の御寄附

を頂きまして、その予算を計上いたしました。歳出といたしまして、非接触式体温計の購入などの感染対策費用に充当をさせていただいたところでございます。

明治安田生命さんと地元応援募金の調整を行っている際に、明治安田生命さんのほうが、昨年度、三重県との健康づくりなどの連携協定を締結しているというお話を伺って、そのときに尾鷲市との協定についてもいかがですかという話があったものですから、今回の協定の締結に至ったというものでございます。

具体的には、取組の一例を申し上げますと、協定の前ではありましたが、10月25日、日曜日のがん検診の際に明治安田生命様が健康機器を持ってきていただいて健康測定を同時に実施していただきました。検診による病気の早期発見に加えまして、明治安田生命さんの健康測定を行うことにより野菜の摂取量の測定を行っていただきまして、生活習慣を変えることによって病気を予防するといったような健康づくりの場を一緒に提供することができたものと感じております。

今、一例を申し上げましたが、そのほか、検診受診率の向上とか、その向上のための情報発信、また、健康講演会のための講師派遣など、今後、双方協議により健康増進に関する連携を図っていききたいと、このように考えております。

報告につきましては以上でございます。

○南委員長　　ただいまの報告について、何かございませんか。

○奥田委員　　すみません、ちょっと1点だけ確認したいんですけれども、こういう保険、一保険会社が行政と一緒にこういう取組をするというのは非常にありがたいことで、この保険会社には敬意を払いたいんですけれども、今回、尾鷲にはほかにも保険会社ありますよね。その辺のところの話というのはどうなっているんですか。声は、かけておったのか。

○内山福祉保健課長　　今回の締結につきましては、先ほど申し上げましたように、御寄附を頂いたときにこういった話があって今回締結に至って、また、明治安田生命様、三重県とも昨年度、契約を締結していました関係もあったということで今回締結に至ったわけでございますけれども、ほかの保険会社さんからはこういった御相談というかお話は現在のところいただいていると、こういった状況でございます。

○奥田委員　　以前、これは岩田市長のときだったと思うんですけれども、ある金融機関と老人家庭とかそういうところの見回りのことの情報提供、やりましたよね。認知症のことも含めてやったかな、ありましたでしょう。そのとき私一般質問をさせてもらったんですけれども、その一金融機関だけとやるというのはいかがも

のかと。それはありがたいことですよ、そこが提案してきて、こういう協定を結ぶということは。ただ、ほかのところにも声かけていないということで、結局その後、ほかの金融機関とも同じように結んだんじゃないですか、あれ、協定。じゃなかったですかね。だから、確かに県と、これは、明治安田生命がそういうふうな協定を結んでいることは分かるんですけども、ただ、やっぱりほかのところにも声をかけて、こういうことをやりますということで僕はやられたほうが、やっぱり一つの保険会社とこういうふうにする、行政がね、やっぱり平等にやるべきだと思うんですよ、公平に。だから、その辺のところを僕は、これ、やっぱりちょっと僕はその辺のところはどうなのかなと。前回僕はそういう指摘をして、金融機関ともね、ほかの金融機関とも協定結んだじゃないですか、同じように。そういう教訓があるにもかかわらず、また、こういうことをされて、保険会社と。ええことですよ、ええことなんやけれども、以前指摘してやってきたことが、教訓が生かされていないという気がしてなんののですけれども。その辺、いかがですか、行政として。やっぱり、こう、公平に、中立公平にという考え方ってないですか、福祉保健課として。市長もそうですけど。

○加藤市長　今回の締結をさせていただいたというのは、前回、議会でも報告した、寄附を頂いて、コロナウイルスなので、こういうことを前向きにやっぱり市民の、尾鷲市としても市民サービスを向上するということは当然やっぱり必要なことですし、そういうことをきっかけにして、いろんな御提案をいただきながら、今回、締結に及んだというような話で。そいじゃ、こういうところがいろいろありますから皆さんどうですかというような話じゃなくて、結構やっぱり積極的にやっていただくところを、やっぱり我々は、まず、それをきっかけにしながら、いろいろ市民サービスの向上と。特に今回の場合、10月25日に、まず、先ほど福祉保健課長から申し上げた内容のものをやったわけなんですけれども。今回、非常に一番よかったのは、要するに、がんの検診とうまく連動させながら、要するに健康、要するに食生活というんですか、ベジタブル、野菜を取るというようなそんな検査をやったり、うまくやっぱり利便性というんか、これがうまいこと行っているわけなんですね。そういったことについて私はどんどんどんどんやっていくべきだと思っております。

ただ、要するに、こういうことが一保険会社から来たから、そいじゃ、全ての保険会社、明治安田生命、住友からニッセイから何か皆さんどうですかというふうな、今やっぱり一番必要なのは、やっぱりこういうそのがんの検診についても、やっぱ

りこの食生活云々、運動の云々という、やっぱり市民の皆さんに参画していただきながら健康管理、要するに健康寿命というのを延ばしていただくためのことはやっていかなきゃならない。それがたまたま今回こういうきっかけでもってやらせていただいて、当然そのときには県でも締結はしておりますので、我々としても、やっぱり進んでやらせていただいたということでございます。

○奥田委員　くどくど言うつもりないですけども、市長の言われること、よく分かるんです。ただ、やっぱりちょっと、市長の言葉、ちょっと引っかかったんですけども、寄附を頂いたから尾鷲市として今後こういうものを作っていくんだということを言われましたけれども、それはちょっと僕は市長としてその発言はいかなものかなと思ったんですけど。それなら、談合とは言いませんけれども、談合的な、やっぱり市に対してその寄附とか献金、献金というのはないかもしれませんけど、そういうふうなことをしたところが優先されるのかというふうには取れないと、今、取りかねないなという感じがしたんですよ。今、市長の発言を聞いていたら。だもんで、私はそういうことがないようにね、行政としてですよ、やっぱり透明性を持って、僕、やってほしいと思うし、こういうことをやるのに。だから、一つの保険会社とこういうことをやる上で、やはりきちっとした、行政として中立ですよと、公平ですよということをやったり示す上で、やっぱり、これ、提携をする前に、やっぱり各保険会社に、やっぱり一応声をかけるべきだったんじゃないかなと僕は思うんですね。寄附してくれたからこことやったんですよということでは、僕はそれだったら、あれ、尾鷲市って、そういう談合めいたものがあるものという誤解を生みますよ、市長、これ。そこだけちょっと指摘しておきます。答弁、要りません。

○南委員長　明治安田生命は、県内で……。

○内山福祉保健課長　やっていますよ。

○南委員長　ちょっと、それだけ報告してください。

○内山福祉保健課長　明治安田生命様は、これまで三重県内では。

（「県は県さ」と呼ぶ者あり）

○内山福祉保健課長　三重県内におきまして、三重県の各自治体におきまして、菟野町と東員町と協定を結んでおりまして、市レベルでは、一昨日が伊勢市さん、昨日、尾鷲市ということで、三重県内で2市2町の締結をされておるという状況でございます。

○南委員長　あくまでも報告事項ということで御理解を。

○奥田委員　2市2町は分りますよ。でも、それは県は県。2市1町か、あと、

伊勢市と東員町と菰野町。でも、やっぱり、尾鷲市としては、やっぱりこの以前の、僕が指摘させて、金融機関とも平等に結んだじゃないですか、締結したじゃないですか。そういうこともあるので、ぜひそういう市民の方に誤解を生まないように、寄附してもらったら優先してもらえるんだ、そういうことじゃないようなふうな運営をぜひお願いしたいと思います。

○南委員長　よろしいですか、答弁ね。

御苦労さんでございました。

これで閉じます。副市長、特に。

○下村副市長　明治安田生命さんは、あくまでも企業理念として健康づくりにということで、寄附の際にそういうお話があったということでございます。企業理念として健康づくりをということで、ひいては保険金が抑えられるという、健康であれば保険金も抑えられるという明治安田生命さんの企業理念の下、各自治体でこんなことをやっておるんですよ、こういう御協力をさせていただきますよということで、今回協定に至ったということでございます。

○南委員長　ありがとうございました。

本日の委員会は、これをもって閉じます。

(午前 11 時 40 分 閉会)